破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１８号
北海道岩見沢市美園１条１丁目４番23号　よきハイツ103号室
債務者　白取富士子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２７号
北海道岩見沢市かえで町７丁目１番７―105号　市営住宅７号棟105号室
債務者　能正　忠昭
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２０号
茨城県つくば市宝陽台34番地１
債務者　神本裕一こと　姜　　裕一
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第６６号
茨城県石岡市半ノ木11461番地　慈翠館
債務者　小林　金男
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５８号
神奈川県愛甲郡愛川町田代1534番地の１
債務者　志田　陽子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７７号
愛知県一宮市大和町南高井字野間89番地１
債務者　マジ　絵美
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５３号
香川県高松市多肥上町2118番地３　メゾンシンシア２階202号室
債務者　仲井　亮子（旧姓泉・永森）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第８１号
香川県高松市香川町大野1580番地４　ピュア・シティ大野202号室
債務者　大平　千咲（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１７７号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜４丁目22番18号
債務者　小島　香織
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号
茨城県つくば市山口1429番地
債務者　鴻巣　和広
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２２号
茨城県土浦市荒川沖東１丁目５番30号
債務者　鈴木　正子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第６４号
茨城県石岡市山崎962番地106
債務者　大塚　和夫
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２１号
群馬県桐生市相生町３丁目578番地の11
債務者　野澤　　均
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第２３号
富山県高岡市二塚1170　株式会社ＨＲＳ内、住民票上の住所岡山県岡山市北区延友456番地14
債務者　吉田　一美
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第３４号
富山県高岡市福田六家230番地　東五位市営住宅Ｃ棟408号、旧住所富山県高岡市大野222番地２
債務者　荒田　清美
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第３７号
富山県南砺市和泉70番５
債務者　守　　美紀
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第６８号
岐阜県各務原市新鵜沼台７丁目70番地
債務者　栗田紀代子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで　岐阜地方裁判所